

平成 2 7 年

第 1 回 定例市議会

条例議案等参考

阿 久 根 市

議 案 番 号	件 名	ページ
1 3	阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	1
1 4	阿久根市職員の再任用に関する条例の制定について	6
1 5	阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 0
1 6	阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
1 7	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 2
1 8	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
1 9	阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について	2 5
2 4	阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 6
2 5	阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	2 7
2 6	阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2 9
2 7	阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	5 2
2 8	阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	6 2
3 0	阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	6 3

議案第13号参考 阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市行政手続条例（平成9年阿久根市条例第5号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第5条－第11条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p> 第1節 通則（第12条－第14条）</p> <p> 第2節 聴聞（第15条－第26条）</p> <p> 第3節 弁明の機会の付与（第27条－第29条）</p> <p>第4章 行政指導（第30条－<u>第34条の2</u>）</p> <p><u>第4章の2 処分等の求め（第34条の3）</u></p> <p>第5章 届出（第35条）</p> <p>第6章 補則（第36条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p> (1)～(4)（略）</p> <p> (5) 不利益処分 市の行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p> ア（略）</p> <p> イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p> ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p> エ（略）</p> <p> (6)～(8)</p> <p>2（略）</p> <p> （適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章の2</u>までの規定は、適用しない。</p> <p> (1)～(4)（略）</p> <p> (5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<u>名宛人</u>とするものに限る。）及び行政指導</p> <p> (6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の<u>公益に関わる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第5条－第11条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p> 第1節 通則（第12条－第14条）</p> <p> 第2節 聴聞（第15条－第26条）</p> <p> 第3節 弁明の機会の付与（第27条－第29条）</p> <p>第4章 行政指導（第30条－<u>第34条</u>）</p> <p>第5章 届出（第35条）</p> <p>第6章 補則（第36条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p> (1)～(4)（略）</p> <p> (5) 不利益処分 市の行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p> ア（略）</p> <p> イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p> ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p> エ（略）</p> <p> (6)～(8)</p> <p>2（略）</p> <p> （適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章</u>までの規定は、適用しない。</p> <p> (1)～(4)（略）</p> <p> (5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<u>名あて人</u>とするものに限る。）及び行政指導</p> <p> (6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の<u>公益にかかわる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を</p>

<p>確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名宛人</u>となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 市の行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号に掲げる区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格又は地位を直接に<u>剝奪</u>する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 市の行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 市の行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第2節 聴聞</p>	<p>確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名あて人</u>となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 市の行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号に掲げる区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格又は地位を直接に<u>はく奪</u>する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 市の行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 市の行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第2節 聴聞</p>
---	--

<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 市の行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、<u>不利益処分の名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 市の行政庁は、<u>不利益処分の名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市の行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 市の行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、<u>不利益処分の名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 市の行政庁は、<u>不利益処分の名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市の行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>
<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「<u>不利益処分の名宛人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。</p>	<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「<u>不利益処分の名あて人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。</p>
<p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第28条 市の行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、<u>不利益処分の名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第28条 市の行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、<u>不利益処分の名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p> <p><u>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認</u></p>	<p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p>

<p><u>可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</u></p> <p><u>(2) 前号の条項に規定する要件</u></p> <p><u>(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</u></p> <p><u>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>(1)・(2) (略)</u></p> <p><u>(行政指導の中止等の求め)</u></p> <p><u>第34条の2 法令に違反する行為の是正を求め</u> <u>る行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、</u> <u>当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p><u>(2) 当該行政指導の内容</u></p> <p><u>(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</u></p> <p><u>(4) 前号の条項に規定する要件</u></p> <p><u>(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由</u></p> <p><u>(6) その他参考となる事項</u></p> <p><u>3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。</u></p> <p><u>第4章の2 処分等の求め</u></p> <p><u>第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処</u></p>	<p><u>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>(1)・(2) (略)</u></p>
---	--

<p>分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市の行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</p> <p>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 法令に違反する事実の内容</p> <p>(3) 当該処分又は行政指導の内容</p> <p>(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項</p> <p>(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</p> <p>(6) その他参考となる事項</p> <p>3 当該市の行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</p>	
--	--

○ 阿久根市税条例(昭和45年阿久根市条例第34号)

(附則第2項関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(行政手続条例の適用除外)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 阿久根市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>(行政手続条例の適用除外)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 阿久根市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。</p>

○ 阿久根市国民健康保険税条例(昭和45年阿久根市条例第35号)

(附則第3項関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(行政手続条例の適用除外)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 阿久根市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>(行政手続条例の適用除外)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 阿久根市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。</p>

	<p>律第92号。以下「改正法」という。) 附則第3条」と、「前条」とあるのは「附則第3項において準用する前条」と、同条第3項中「その者に係る定年退職日」とあるのは「その者が第3条に定める年齢に達した日(改正法附則第3条の規定により退職する職員で附則第2項の規定によりその定年が年齢58年とされるものにあつては、当該年齢に達した日)」と読み替えるものとする。</p>
--	---

○ 阿久根市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年阿久根市条例第12号)

(附則第3項関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(部分休業をすることができない職員) 第19条 (略) (1) (略) (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。) ア・イ (略)</p>	<p>(部分休業をすることができない職員) 第19条 (略) (1) (略) (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。) ア・イ (略)</p>

○ 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年阿久根市条例第23号)

(附則第4項関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(1週間の勤務時間) 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u> <u>4・5</u> (略) (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等</p>	<p>(1週間の勤務時間) 第2条 (略) 2 (略) 3・4 (略) (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等</p>

の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日)を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 (略)

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) (略)

の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日)を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 (略)

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) (略)

<p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間, 休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び <u>任期付短時間勤務職員</u>を除く。)の勤務時間, 休暇等については, 第2条から前条までの規定 にかかわらず, その職務の性質等を考慮して, 市長の定める基準に従い, 任命権者が定める。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間, 休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員(<u>任期付短時間勤務職員</u> を除く。)の勤務時間, 休暇等については, 第2条から前条までの規定 にかかわらず, その職務の性質等を考慮して, 市長の定める基準に従い, 任命権者が定める。</p>
--	--

議案第15号参考 阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例関係
新旧対照表

○ 阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（報告事項） 第3条（略） (1)～(3)（略） <u>(4) 職員の休業に関する状況</u> (5)～(9)（略）	（報告事項） 第3条（略） (1)～(3)（略） (4)～(8)（略）

議案第16号参考 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
別表（第2条，第6条関係）		別表（第2条，第6条関係）	
(1) (削除)	区分	区分	報酬額
(1)～(61) (略)		(1) 教育委員会委員長	月額 56,300 円
(62) いじめ問題対策委員会委員長	日額 15,000 円	(2)～(62) (略)	
(63) いじめ問題対策委員会委員	日額 14,000 円		
(64) (略)		(63) (略)	

議案第17号参考 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、<u>市長、副市長及び教育長</u>（以下「市長等」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（給与）</p> <p>第2条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>教育長 月額 587,000円</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する市長等に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した市長等で次に掲げる者以外のものについても同様とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第7条の規定により罷免された者</u></p> <p>(6) <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条の規定により解職された者</u></p> <p>(7) <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条の規定により失職した者</u></p> <p>附 則</p> <p>1～18 (略)</p> <p>19 <u>平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における市長等の給料月額</u>は、第2条第1項の規定にかかわらず、市長にあつては同項第1号に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を、副市長にあつては同項第2号に規定する額から当該額の100分の8に相当する額を、教育長にあつては同項第3号に規定する額から当該額の100分の7に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する額とする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、<u>市長及び副市長</u>（以下「市長等」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（給与）</p> <p>第2条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する市長等に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した市長等で次に掲げる者以外のものについても同様とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～18 (略)</p>

議案第18号参考 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準) 第4条 (略) 2～10 (略)</p> <p>11 法第28条の4第1項, 第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は, その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち, その者の属する職務の級に応じた額とする。 (短時間勤務職員の給料月額) 第4条の2 (略)</p> <p>2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は, 前条第11項の規定にかかわらず, 同項の規定による給料月額に, 勤務時間等に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(通勤手当) 第7条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の月額は, 通勤距離が片道2キロメートル以上3キロメートル未満のものについては2,750円とし, 以下2キロメートル(1キロメートル未満の端数は1キロメートルとする。)を増すごとに750円の額を加算して得た額(育児短時間勤務職員等, 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち, 支給単位数期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては, その額から, その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。ただし, その額が12,500円を超えるときは, 12,500円とする。</p>	<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準) 第4条 (略) 2～10 (略)</p> <p>(短時間勤務職員の給料月額) 第4条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(通勤手当) 第7条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の月額は, 通勤距離が片道2キロメートル以上3キロメートル未満のものについては2,750円とし, 以下2キロメートル(1キロメートル未満の端数は1キロメートルとする。)を増すごとに750円の額を加算して得た額(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち, 支給単位数期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては, その額から, その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。ただし, その額が12,500円を超えるときは, 12,500円とする。</p>

<p>3・4 (略) (単身赴任手当) 第7条の5 (略)</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>30,000円</u> (規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離 (以下単に「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、<u>70,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。</p> <p>3・4 (略) (時間外勤務手当)</p> <p>第8条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125) を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)・(2) (略) 2～5 (略)</p> <p>(期末手当) 第11条の2 (略) 2 (略)</p> <p>3 <u>再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100</u></p>	<p>3・4 (略) (単身赴任手当) 第7条の5 (略)</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>23,000円</u> (規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離 (以下単に「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、<u>45,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。</p> <p>3・4 (略) (時間外勤務手当)</p> <p>第8条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>育児短時間勤務職員等</u></p> <p>____及び任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125) を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略) 2～5 (略)</p> <p>(期末手当) 第11条の2 (略) 2 (略)</p>
---	--

<p>分の80)とする。</p> <p><u>4～6</u> (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第11の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の75を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(再任用職員等 _____ についての適用除外)</p> <p>第15条の2 第6条、第7条、第7条の3、第7条の5及び第8条の2の規定は、再任用職員及び任期付短時間職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 平成30年3月31日までの間、職員（一般行政職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定</p>	<p><u>3～5</u> (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第11の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(任期付短時間勤務職員 _____ についての適用除外)</p> <p>第15条の2 第6条、第7条、第7条の3、第7条の5及び第8条の2の規定は、任期付短時間勤務職員 _____ には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 当分の間、職員（一般行政職給料表の適用を受ける職員 _____ のうち、その職務の級が6級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定</p>
--	--

<p>職員となった場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第11条の2第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に係る割合を乗じて得た額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)</p> <p>(3) 勤労手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第11条の5第4項において準用する第11条の2第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第11項において「勤労手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤労手当に係る第11条の5第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第4項において準用する第11条の2第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第11項において「勤労手当減額対象額」という。))に、当該特定職員に支給される勤労手当に係る第11条の5第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)</p>	<p>職員となった場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第11条の2第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に係る割合を乗じて得た額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)</p> <p>(3) 勤労手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第11条の5第4項において準用する第11条の2第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第11項において「勤労手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤労手当に係る第11条の5第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第4項において準用する第11条の2第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第11項において「勤労手当減額対象額」という。))に、当該特定職員に支給される勤労手当に係る第11条の5第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)</p>
--	--

(4) (略)

ア～エ (略)

9～13 (略)

14 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における職員の給料の月額は、第 3 条、第 4 条及び附則第 8 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（この項において「基礎額」という。）から、基礎額にその者の給料表の級の区分に応じ次の表の率の率欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する手当及び勤務 1 時間当たりの給与額（第 12 条の規定を適用する場合における勤務 1 時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

給料表	級	率
一般行政職給料表	1 級及び 2 級	100 分の 2
	3 級及び 4 級	100 分の 3
	5 級	100 分の 4
	6 級及び 7 級	100 分の 5

15 前項の場合において、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、所属している職務の級から上位の職務の級へ昇格した者が当該昇格の日以後に受けることとなる給料の月額が、その者が昇格しなかったとした場合に受けることとなる給料の月額を下回ることは、その者の給料の月額は、当該昇格をしなければ、その者の給料の月額とする。

(4) (略)

ア～エ (略)

9～13 (略)

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額						
1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

職務の級	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額						
1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300
5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200

17	157, 700	215, 600	249, 200	291, 000	320, 200	349, 800	398, 900	17	157, 700	216, 300	253, 700	296, 800	326, 600	356, 800	407, 100
18	159, 200	217, 300	251, 100	293, 000	322, 200	351, 800	400, 900	18	159, 200	218, 200	255, 700	298, 900	328, 700	358, 800	409, 100
19	160, 700	219, 000	252, 900	295, 100	324, 300	353, 700	402, 800	19	160, 700	220, 100	257, 700	301, 000	330, 800	360, 800	411, 000
20	162, 200	220, 600	254, 700	297, 100	326, 300	355, 600	404, 600	20	162, 200	222, 000	259, 700	303, 100	332, 800	362, 700	412, 900
21	163, 600	222, 200	256, 400	299, 200	328, 300	357, 600	406, 500	21	163, 600	223, 700	261, 600	305, 200	334, 900	364, 800	414, 800
22	166, 300	223, 900	258, 300	301, 300	330, 400	359, 500	408, 300	22	166, 300	225, 600	263, 500	307, 300	337, 000	366, 700	416, 600
23	168, 900	225, 600	260, 200	303, 300	332, 400	361, 500	410, 100	23	168, 900	227, 500	265, 400	309, 400	339, 100	368, 700	418, 500
24	171, 500	227, 200	261, 900	305, 400	334, 500	363, 400	412, 000	24	171, 500	229, 400	267, 200	311, 500	341, 200	370, 700	420, 500
25	174, 200	228, 700	263, 900	307, 200	336, 100	365, 400	413, 800	25	174, 200	231, 000	269, 200	313, 400	342, 800	372, 700	422, 300
26	175, 900	230, 300	265, 800	309, 300	338, 000	367, 300	415, 300	26	175, 900	232, 800	271, 100	315, 500	344, 800	374, 700	423, 800
27	177, 600	231, 800	267, 600	311, 400	340, 000	369, 300	416, 800	27	177, 600	234, 500	273, 000	317, 600	346, 800	376, 700	425, 400
28	179, 300	233, 200	269, 500	313, 400	341, 900	371, 300	418, 400	28	179, 300	236, 300	274, 900	319, 700	348, 800	378, 700	427, 000
29	180, 800	234, 600	271, 200	315, 400	343, 600	372, 800	420, 000	29	180, 800	237, 700	276, 700	321, 700	350, 600	380, 300	428, 600
30	182, 600	235, 800	273, 100	317, 400	345, 500	374, 600	421, 300	30	182, 600	239, 200	278, 600	323, 800	352, 500	382, 100	429, 900
31	184, 400	237, 000	275, 000	319, 500	347, 400	376, 400	422, 600	31	184, 400	240, 700	280, 500	325, 900	354, 400	383, 900	431, 200
32	186, 100	238, 300	276, 800	321, 600	349, 200	378, 000	423, 800	32	186, 100	242, 200	282, 400	328, 000	356, 300	385, 600	432, 500
33	187, 700	239, 600	278, 500	323, 100	351, 100	379, 800	425, 000	33	187, 700	243, 600	284, 100	329, 600	358, 200	387, 400	433, 700
34	189, 200	241, 000	280, 400	325, 100	352, 900	381, 200	426, 300	34	189, 200	245, 100	286, 000	331, 600	360, 000	388, 800	435, 000
35	190, 700	242, 300	282, 200	327, 100	354, 700	382, 700	427, 600	35	190, 700	246, 600	287, 900	333, 700	361, 800	390, 400	436, 300
36	192, 200	243, 600	284, 100	329, 200	356, 400	384, 300	428, 800	36	192, 200	248, 200	289, 800	335, 800	363, 500	392, 000	437, 500

58	218, 100	272, 000	319, 400	360, 500	377, 000	400, 600	441, 700	58	218, 100	277, 500	325, 800	367, 700	384, 500	411, 200	454, 000
59	219, 000	273, 100	320, 600	361, 200	377, 600	400, 900	442, 000	59	219, 000	278, 600	327, 000	368, 400	385, 200	411, 800	454, 800
60	220, 000	274, 200	321, 800	361, 900	378, 300	401, 200	442, 300	60	220, 000	279, 700	328, 200	369, 100	385, 900	412, 400	455, 600
61	220, 800	275, 400	322, 500	362, 300	378, 700	401, 500	442, 600	61	220, 800	280, 900	329, 000	369, 600	386, 300	412, 900	456, 200
62	221, 800	276, 400	323, 400	362, 900	379, 400	401, 800		62	221, 800	281, 900	329, 900	370, 200	387, 000	413, 600	
63	222, 800	277, 300	324, 200	363, 600	380, 000	402, 100		63	222, 800	282, 900	330, 700	370, 900	387, 600	414, 200	
64	223, 800	278, 300	325, 000	364, 300	380, 600	402, 400		64	223, 800	283, 900	331, 500	371, 600	388, 200	414, 800	
65	224, 500	279, 100	325, 900	364, 600	381, 000	402, 700		65	224, 500	284, 700	332, 400	371, 900	388, 700	415, 100	
66	225, 500	280, 000	326, 300	365, 300	381, 600	403, 000		66	225, 500	285, 600	332, 800	372, 600	389, 300	415, 700	
67	226, 500	280, 800	327, 000	366, 000	382, 200	403, 300		67	226, 500	286, 500	333, 600	373, 300	389, 900	416, 400	
68	227, 600	281, 700	327, 800	366, 700	382, 800	403, 600		68	227, 600	287, 400	334, 400	374, 000	390, 500	416, 900	
69	228, 400	282, 700	328, 600	367, 000	383, 200	403, 800		69	228, 400	288, 400	335, 200	374, 400	390, 900	417, 400	
70	229, 200	283, 500	329, 300	367, 600	383, 700	404, 100		70	229, 200	289, 200	335, 900	375, 000	391, 500	418, 100	
71	230, 000	284, 300	330, 000	368, 300	384, 200	404, 400		71	230, 000	290, 000	336, 600	375, 700	392, 200	418, 800	
72	230, 800	285, 100	330, 700	368, 900	384, 800	404, 700		72	230, 800	290, 800	337, 300	376, 300	392, 800	419, 500	
73	231, 600	285, 900	331, 200	369, 200	385, 100	404, 900		73	231, 600	291, 600	337, 800	376, 700	393, 100	420, 000	
74	232, 300	286, 400	331, 800	369, 800	385, 500	405, 200		74	232, 300	292, 100	338, 400	377, 300	393, 800	420, 700	
75	233, 000	286, 800	332, 300	370, 500	385, 900	405, 500		75	233, 000	292, 600	339, 000	378, 000	394, 500	421, 400	
76	233, 700	287, 300	332, 900	371, 100	386, 300	405, 700		76	233, 700	293, 100	339, 600	378, 600	395, 000	422, 100	
77	234, 400	287, 400	333, 200	371, 500	386, 600	405, 900		77	234, 400	293, 200	339, 900	379, 000	395, 400	422, 600	
78	235, 200	287, 800	333, 700	372, 000	386, 900	406, 200		78	235, 200	293, 600	340, 400	379, 500	396, 100		
79	236, 000	288, 000	334, 100	372, 600	387, 200	406, 500		79	236, 000	293, 800	340, 800	380, 100	396, 800		

101	294,800	342,800				101	300,800	349,700			
102	295,100	343,200				102	301,100	350,100			
103	295,500	343,600				103	301,500	350,500			
104	295,800	344,000				104	301,800	350,900			
105	296,000	344,500				105	302,000	351,400			
106	296,300	344,900				106	302,300	351,800			
107	296,700	345,300				107	302,700	352,200			
108	297,000	345,700				108	303,000	352,600			
109	297,200	346,200				109	303,200	353,100			
110	297,600	346,600				110	303,600	353,500			
111	298,000	346,900				111	304,000	353,900			
112	298,300	347,200				112	304,300	354,200			
113	298,400	347,700				113	304,400	354,700			
114	298,700					114	304,700				
115	299,000					115	305,000				
116	299,400					116	305,400				
117	299,600					117	305,600				
118	299,800					118	305,800				
119	300,100					119	306,100				
120	300,400					120	306,400				
121	300,800					121	306,800				
122	301,000					122	307,000				

議案第19号参考 阿久根市税条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市税条例の一部を改正する条例（昭和45年阿久根市条例第34号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</u></p> <p><u>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p><u>2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p><u>5 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p><u>6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p><u>7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p><u>8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p><u>第10条の3</u> （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p><u>第10条の2</u> （略）</p>

議案第24号参考 阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
 条例関係新旧対照表

○ 阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成12年阿久根市条例第6号）
 （下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（設置） 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援の事業を実施し、心身の発達について支援を必要とする児童（以下「要支援児」という。）の福祉の増進に寄与するため、子ども発達支援センター（以下「施設」という。）を設置する。	（設置） 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援の事業を実施し、心身の発達について支援を必要とする児童（以下「要支援児」という。）の福祉の増進に寄与するため、子ども発達支援センター（以下「施設」という。）を設置する。

議案第25号参考 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市介護保険条例（平成12年阿久根市条例第7号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（保険料率）	（保険料率）
第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 年額33,600円	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 年額25,800円
(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 年額50,400円	(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 年額25,800円
(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 年額50,400円	(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 年額38,700円
(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 年額60,480円	(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 年額51,600円
(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 年額67,200円	(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 年額64,500円
(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 年額80,640円	(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 年額77,400円
(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 年額87,360円	
(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 年額100,800円	
(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 年額114,240円	
（賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い）	（賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い）
第4条（略）	第4条（略）
2（略）	2（略）
3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。	3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p><u>(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)</u></p> <p>第8条 <u>法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、その翌日から行うものとする。</u></p> <p>2 <u>法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間には行わず、その翌日から行うものとする。</u></p> <p>3 <u>法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、その翌日から行うものとする。</u></p> <p>4 <u>法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、その翌日から行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p>
--	---

議案第26号参考 阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年阿久根市条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第8章（略）</p> <p>第9章 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u></p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>をいう。以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合に於いて、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第8章（略）</p> <p>第9章 <u>複合型サービス</u></p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所_____に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合に於いて、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第</p>

<p>65条, 第82条第6項 _____, 第83条第3項及び第84条において同じ。)</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設 (第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項, 第65条第1項及び第82条第6項 _____ において同じ。)</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項, 第65条第1項及び第82条第6項 _____ において同じ。)</p> <p>(8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> (第191条第1項に規定する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>6～11 (略)</p> <p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき、及び第191条第10項の規定により同条第4項 _____ に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い _____, それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>65条, 第82条第6項第1号, 第83条第3項及び第84条において同じ。)</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設 (第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項, 第65条第1項及び第82条第6項第2号において同じ。)</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項, 第65条第1項及び第82条第6項第3号において同じ。)</p> <p>(8) <u>指定複合型サービス事業所</u> (第191条第1項に規定する<u>指定複合型サービス事業所</u>をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>6～11 (略)</p> <p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき、及び第191条第10項の規定により同条第1項第1号イに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、<u>定期的に外部の者による評価を受けて</u>, それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
--	---

第32条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3・4 (略)

(基本方針)

第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備及び備品等)

第63条 (略)

2・3 (略)

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型

第32条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所

_____（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3・4 (略)

(基本方針)

第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう_____, 必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備及び備品等)

第63条 (略)

2・3 (略)

<p>指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</p> <p>5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>(利用定員等)</p> <p>第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)</u>ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては<u>施設ごとに1日当たり3人以下とする。</u></p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、<u>指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)</u>、指定地域密着型サービス、<u>指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)</u>、<u>指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)</u>、<u>指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)</u>若しくは<u>指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)</u>の事業又は<u>介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)</u>若しくは<u>指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)</u>について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項</u> _____に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u> _____, 指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 _____ ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、<u>指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)</u>、指定地域密着型サービス、<u>指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)</u>、<u>指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)</u> _____, <u>指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。)</u>若しくは<u>指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)</u> _____若しくは<u>指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)</u>について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>
---	--

<p>(事故発生時の対応)</p> <p><u>第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>前条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで_____, 第41条及び第53条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条並びに第35条第1項及び第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>次条において準用する第40条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、<u>第40条</u>、第41条及び第53条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条並びに第35条第1項及び第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
--	---

6 次の表の左欄に掲げる

場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

<p><u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等が併設されている場合</u></p>	<p><u>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u></p>	<p><u>介護職員</u></p>
<p><u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等が併設されている場合</u></p>	<p><u>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスを行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u></p>	<p><u>看護師又は准看護師</u></p>

6 指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の

各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、
当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

<p>7 第1項の規定にかかわらず,サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって,指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>(第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については,本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは,1人以上とすることができる。</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず,サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については,夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>(第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。)により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは,夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は,登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし,当該介護支援専門員は,利用者の処遇に支障がない場合は,当該指定小規模多機能型居宅介護事</p>	<p>(1) <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> (2) <u>指定地域密着型特定施設</u> (3) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> (4) <u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u></p> <p>7 第1項の規定にかかわらず,サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって,指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は<u>指定複合型サービス事業者</u>(第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については,本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは,1人以上とすることができる。</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず,サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については,夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は<u>複合型サービス従業者</u>(第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。)により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは,夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は,登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし,当該介護支援専門員は,利用者の処遇に支障がない場合は,当該指定小規模多機能型居宅介護事</p>
---	--

<p>業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>11～13 (略) (管理者)</p> <p>第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内 _____ の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p>	<p>業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号 _____ に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>11～13 (略) (管理者)</p> <p>第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号 _____ に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。） _____ に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所 _____ 等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p>
--	---

第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。

2 (略)

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第91条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い
 _____, それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第82条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(従業者の員数)

第110条 (略)

2・3 (略)

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指

第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を25人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。

2 (略)

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（
 _____サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで

(2) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第91条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第82条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(従業者の員数)

第110条 (略)

2・3 (略)

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指

<p>定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第191条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。</p> <p>8～10 (略) (管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基準)</p> <p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所_____が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第191条に定める指定複合型サービス事業所_____の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者_____を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所_____の職務に従事することができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所_____の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。</p> <p>8～10 (略) (管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所_____の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基準)</p> <p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2～7 (略)</p>
---	---

<p>(管理者による管理)</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは<u>指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所</u>、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第191条に定める<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができる。</p> <p>10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居</p>	<p>(管理者による管理)</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは<u>地域密着型介護予防サービス</u>の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第191条に定める<u>指定複合型サービス事業所</u>の人員に関する基準を満たす<u>複合型サービス従業者</u>を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の職務に従事することができる。</p> <p>10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居</p>
--	--

<p>宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第135条 削除</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第148条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第153条第1項第6号並びに第181条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着</p>	<p>宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所_____の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)</p> <p>第135条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。)を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者<u>に説明し、その意思を確認しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第148条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 施行規則第65条の4第4号に規定する書類</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設_____、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設_____</p>
--	--

<p>型介護老人福祉施設 栄養士, 機能訓練指導員又は介護支援専門員 (2)・(3) (略) 9～11 (略)</p> <p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は<u>指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)</u>第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては, 当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは, これを置かないことができる。</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)</p> <hr/> <p>_____, 指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては, 当該併設される事業所の生活相談員, 栄養士又は機能訓練指導員については, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員, 栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは, これを置かないことができる。</p> <p>14 (略)</p> <p>15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が併設される場合においては, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については, 当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは, これを置かないことができる。</p>	<p>_____, 栄養士, 機能訓練指導員又は介護支援専門員 (2)・(3) (略) 9～11 (略)</p> <p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は<u>指定介護予防サービス等基準</u></p> <hr/> <p>_____ 第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては, 当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは, これを置かないことができる。</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは<u>指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所, 指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては, 当該併設される事業所の生活相談員, 栄養士又は機能訓練指導員については, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員, 栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは, これを置かないことができる。</u></p> <p>14 (略)</p> <p>15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>が併設される場合においては, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については, 当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは, これを置かないことができる。</p>
--	--

<p>16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所, <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか, 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は, 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>	<p>16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所, <u>指定複合型サービス事業所</u>又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか, 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は, 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>
<p>17 <u>第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は, サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって, 当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては, 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて, 介護支援専門員の数は, 同号の規定にかかわらず, 1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)</u>とする。</p>	
<p>(設備)</p>	<p>(設備)</p>
<p>第152条 (略)</p>	<p>第152条 (略)</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし, 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか, 必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし, 本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず, 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか, 必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p>	<p>(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし, 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか, 必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし, 本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず, 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか, 必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p>
<p>(7)～(9) (略)</p>	<p>(7)～(9) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第176条 (略)</p>	<p>第176条 (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>次条において準用する第105条第2項に規定する報告, 評価, 要望, 助言等の記録</u></p> <p>(設備)</p> <p>第180条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし, 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか, 必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし, 本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず, 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか, 必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第9章 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u></p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第190条 <u>指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(法施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)</u>の事業は, 指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第191条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)</u>が当該事業を行う事業所(以下「<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>」という。)ごとに置くべき<u>指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」という。)</u>の員数は, 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に<u>指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>については, 常勤換算方法で, 通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護)を利用するために<u>指定看護小規模多機能</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(設備)</p> <p>第180条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし, 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか, 必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし, 本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず, 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか, 必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第9章 <u>複合型サービス</u></p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第190条 <u>指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)</u></p> <p>_____の事業は, 指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第191条 <u>指定複合型サービスの_____事業を行う者(以下「指定複合型サービス事業者_____」という。)</u>が当該事業を行う事業所(以下「<u>指定複合型サービス事業所_____</u>」という。)ごとに置くべき<u>指定複合型サービスの_____提供に当たる従業者(以下「<u>複合型サービス従業者_____</u>」という。)</u>の員数は, 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に<u>指定複合型サービスの_____提供に当たる複合型サービス従業者_____</u>については, 常勤換算方法で, 通いサービス(登録者(指定複合型サービスを_____利用するために<u>指定複合型サービス事</u></p>
---	---

型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6項において同じ。)の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 (略)

3 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤看護師等でなければならない。

4 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならない。

5 (略)

6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所)にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の

業所 _____ に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定複合型サービス事業所 _____ に通わせて行う指定複合型サービス事業を _____ いう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(複合型サービス従業者 _____ が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービス _____ (本体事業所である指定複合型サービス事業所 _____)にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6項において同じ。)の登録者の居宅において行う指定複合型サービスを _____ 含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定複合型サービスの _____ 提供に当たる複合型サービス従業者 _____ については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 (略)

3 第1項の複合型サービス従業者 _____ のうち1以上の者は、常勤看護師等でなければならない。

4 第1項の複合型サービス従業者 _____ のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならない。

5 (略)

6 宿泊サービス(登録者を指定複合型サービス事業所 _____ に宿泊させて行う指定複合型サービス _____ (本体事業所である指定複合型サービス事業所 _____)にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定複合型サービス _____ を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の

<p>時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>を置かないことができる。</p> <p>7 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>8 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、登録者に係る居宅サービス計画及び<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の他の職務に従事し、又は当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 <u>指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。))の事業を行う者をいう。以下同じ。)</u>が<u>指定訪問看護事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の事業と<u>指定訪問看護</u>の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該<u>指定複合型サービス事業者</u>は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第192条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者</p>	<p>時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる<u>複合型サービス従業者</u>を置かないことができる。</p> <p>7 <u>指定複合型サービス事業所</u>に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす<u>複合型サービス従業者</u>を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該<u>複合型サービス従業者</u>は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>8 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、登録者に係る居宅サービス計画及び<u>複合型サービス計画</u>の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定複合型サービス事業所</u>の他の職務に従事し、又は当該<u>指定複合型サービス事業所</u>に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 <u>指定複合型サービス事業者が</u> <u>指定訪問看護事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、<u>指定複合型サービス</u>の<u>事業</u>と<u>指定訪問看護</u>の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該<u>指定複合型サービス事業者</u>は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第192条 <u>指定複合型サービス事業者</u> <u>指定複合型サービス事業所</u>ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者</p>
--	--

を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) (略)

(設備及び備品等)

第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備そ

を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定複合型サービス事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(指定複合型サービス事業者の代表者)

第193条 指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所

等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定複合型サービス事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を25人以下とする。

2 指定複合型サービス事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定複合型サービス事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人

まで

(2) (略)

(設備及び備品等)

第195条 指定複合型サービス事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備そ

<p>の他<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</p> <p>(<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の基本取扱方針)</p> <p>第196条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、自らその提供する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の質の評価を行い_____、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の具体的取扱方針)</p> <p>第197条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</p>	<p>の他<u>指定複合型サービス</u>の_____提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、<u>指定複合型サービス事業所</u>が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該<u>指定複合型サービス</u>の_____事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する<u>指定複合型サービス</u>の_____提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>指定複合型サービス事業所</u>は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</p> <p>(<u>指定複合型サービス</u>の基本取扱方針)</p> <p>第196条 <u>指定複合型サービス</u>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、自らその提供する<u>指定複合型サービス</u>の_____質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者</u>による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(<u>指定複合型サービス</u>の具体的取扱方針)</p> <p>第197条 <u>指定複合型サービス</u>の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>指定複合型サービス</u>は_____、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</p>
--	---

<p>(2) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。</p> <p>(5) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</p> <p>(8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p> <p>(9) <u>看護サービス(指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「看護師等」という。))</u>が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅</u></p>	<p>(2) <u>指定複合型サービス</u>は _____, 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) <u>指定複合型サービス</u>の _____ 提供に当たっては、<u>複合型サービス計画</u> _____ に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) <u>複合型サービス従業者</u> _____ は、<u>指定複合型サービス</u>の _____ 提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。</p> <p>(5) <u>指定複合型サービス事業者</u> _____ は、<u>指定複合型サービス</u>の _____ 提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) <u>指定複合型サービス事業者</u> _____ は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) <u>指定複合型サービス</u>は _____, 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</p> <p>(8) <u>指定複合型サービス事業者</u> _____ は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p> <p>(9) <u>看護サービス(指定複合型サービスの _____ うち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「看護師等」という。))</u>が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する<u>複合型サービス計画</u> _____</p>
---	--

<p>介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(主治の医師との関係)</p> <p>第198条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p> <p>3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。</p> <p>3 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。</p> <p>4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看</p>	<p>_____に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(主治の医師との関係)</p> <p>第198条 指定複合型サービス事業所_____の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 指定複合型サービス事業者_____は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p> <p>3 指定複合型サービス事業者_____は、主治の医師に複合型サービス計画_____及び複合型サービス報告書_____を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 当該指定複合型サービス事業所_____が病院又は診療所である場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の複合型サービス報告書_____の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。</p> <p>(複合型サービス計画_____及び複合型サービス報告書_____の作成)</p> <p>第199条 指定複合型サービス事業所_____の管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計画_____の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に複合型サービス報告書_____の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 介護支援専門員は、複合型サービス計画_____の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。</p> <p>3 介護支援専門員は、複合型サービス計画_____の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。</p> <p>4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の複合型サービス従業者_____と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した複合型サービス計画_____を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看</p>
---	--

<p>護及び介護を行わなくてはならない。</p> <p>5 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>6 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>を作成した際には、当該<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>を利用者に交付しなければならない。</p> <p>7 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成後においても、常に<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の変更を行う。</p> <p>8 第2項から第7項までの規定は、前項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の変更について準用する。</p> <p>9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>を作成しなければならない。</p> <p>10 前条第4項の規定は、<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>の作成について準用する。 (緊急時等の対応)</p> <p>第200条 <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>は、現に<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>が看護職員である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。 (記録の整備)</p> <p>第201条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、利用者に対する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 第119条第9項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>護及び介護を行わなくてはならない。</p> <p>5 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>6 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>を作成した際には、当該<u>複合型サービス計画</u>を利用者に交付しなければならない。</p> <p>7 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成後においても、常に<u>複合型サービス計画</u>の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて<u>複合型サービス計画</u>の変更を行う。</p> <p>8 第2項から第7項までの規定は、前項に規定する<u>複合型サービス計画</u>の変更について準用する。</p> <p>9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した<u>複合型サービス報告書</u>を作成しなければならない。</p> <p>10 前条第4項の規定は、<u>複合型サービス報告書</u>の作成について準用する。 (緊急時等の対応)</p> <p>第200条 <u>複合型サービス従業者</u>は、現に<u>指定複合型サービス</u>の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の<u>複合型サービス従業者</u>が看護職員である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。 (記録の整備)</p> <p>第201条 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、<u>指定複合型サービス従業者</u>、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、利用者に対する<u>指定複合型サービス</u>の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>複合型サービス計画</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 第199条第9項に規定する<u>複合型サービス報告書</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p>
---	---

<p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条、第77条、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条及び第100条から第106条までの規定は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護の事業</u>について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第34条並びに第35条第1項及び第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第72条及び第74条中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第89条、第97条第2項及び第3項、第100条第2号並びに第102条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第106条中「<u>第82条第6項</u>」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条、第77条、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条及び第100条から第106条までの規定は、<u>指定複合型サービスの</u>事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>複合型サービス従業者</u>」と、第34条並びに第35条第1項及び第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第72条及び第74条中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第89条、第97条第2項及び第3項、第100条第2号並びに第102条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>複合型サービス従業者</u>」と、第106条中「<u>第82条第6項各号</u>」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>
---	---

議案第27号参考 阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

- 阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年阿久根市条例第12号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 <u>法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>（設備及び備品等）</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 <u>法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>（設備及び備品等）</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地</p>

域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第44条第6項 _____ において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項 _____ において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、

域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第44条第6項第2号において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項第3号において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

<p>指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。),指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。),指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。),指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。),指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(要支援認定の申請に係る援助)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援(法第8条の2第16項に規定する介護予防支援をいう。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(従業者の員数等)</p>	<p>指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設_____ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。),指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。),指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。),指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。),指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項第4号において同じ。)の運営(第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(要支援認定の申請に係る援助)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援(法第8条の2第18項に規定する介護予防支援をいう。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p>
---	--

第44条 (略)
2～5 (略)
6 次の表の左欄に掲げる

_____ 場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等<u>のいずれかが併設されている場合</u></p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（<u>医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。</u>）</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等<u>のいずれかがあ</u>る場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

第44条 (略)
2～5 (略)
6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、_____ 当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号 に掲げる施設等の職務に従事することができる。

	祉施設又は 介護老人保 健施設		
<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。)により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多</p>	<p>(1) <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u></p> <p>(2) <u>指定地域密着型特定施設</u></p> <p>(3) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u></p> <p>(4) <u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u></p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所(同項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者(指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。)により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われ</p>		

機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 (略)

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び第67条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11～13 (略)

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内 _____ の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項）に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指

機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 (略)

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び第67条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号 _____

_____ に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11～13 (略)

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号 _____

_____ に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項）に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指

<p>定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上</p>	<p>定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。) _____</p> <p>_____に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所 _____</p> <p>_____, 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を25人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上</p>
--	---

限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (2) (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項 に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)及び第38条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条、第32条並びに第33条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第66条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多

限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(

サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)まで

- (2) (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条及び第31条から第38条まで

の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条、第32条並びに第33条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第66条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多

<p>業者」と、第56条及び第59条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条、第61条及び第62条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p>	<p>業者」と、第56条及び第59条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条、第61条及び第62条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p>
--	--

議案第28号参考 阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例関係新旧対
 照表

○ 阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介
 護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25
 年阿久根市条例第12号）

（附則第3項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年阿久根市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）</u>第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）</p> <p>第67条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援等基準条例第33条各号</u>に掲げる具体的取組方針及び<u>指定介護予防支援等基準条例第34条各号</u>に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p> <p>(3)～(15) （略）</p>	<p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）</u>第30条第9号 _____ に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）</p> <p>第67条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援等基準第30条各号 _____</u>に掲げる具体的取組方針及び<u>指定介護予防支援等基準第31条各号 _____</u>に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p> <p>(3)～(15) （略）</p>

